

出張旅費規程

全国農業高等学校長協会

全国農業高等学校長協会出張旅費規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、職員が命令により出張する場合の旅費の支給について定める。

(用語の定義)

第2条 この規程で用いる用語の意味は次のとおりとする。

(1) 出 張

協会の出張命令により、通常の勤務地を離れて業務を遂行することをいい、宿泊出張と日帰り出張に区分する。

① 宿泊出張 活動の目的地・地域が遠方であり、移動時間を含めて活動が2日以上にわたるため、宿泊を伴う出張をいう。

② 日帰り出張 本来の勤務地を中心に宿泊を伴わない出張をいう。

(2) 旅 費

1 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 半日当 日当の半額に相当する手当をいう。本来の勤務地を中心に半径10キロメートルの地域への上出張で、拘束4時間以上となる宿泊を伴わない日帰り出張の場合は、その日について半日当を支給する。

8 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 食卓料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほか別に食費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費はすべて順路によって支給する。ただし、天災その他特別の事情により、やむを得ないときは実際の経路により支給する。

(交通費の計算)

第4条 交通費は、次の区分によって別表に定める等級の料金を支給する。

(1) 鉄道料金

(2) 船舶料金

(3) 航空料金

(4) その他の交通料金

2 出張地、行程に応じて承認を得た特別急行料金、寝台料金、グリーン料金等の実費を支給する。

3 通勤交通費支給区間の交通費は原則として支給しない。ただし、特に承認を得た場合はこの限りでない。

(航空機の利用)

第5条 緊急業務のため、航空機の利用が必要であると事務局長が認めたときは、その実費を支給する。

(自動車等利用の場合)

第6条 自動車などの交通機関を利用したときは、この区間の交通費は支給する。路程1キロメートルにつき37円とする。全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 自動車の運行に伴う高速道路通行料、修理費、駐車料その他の経費は実費を支給する。

3 自動車による出張中、自動車の使用が不可能となった場合、あるいは特殊な業務のため他の交通機関を利用したときは、この区間の交通費は実費を支給する。

(日当、宿泊費)

第7条 日当は、出張の初日から最終日まで、暦日により出張日数に応じて別表に定める額を支給する。

2 本来の勤務地を中心に半径10キロメートルの地域へ出張で、拘束4時間以上となる宿泊を伴わない日帰り出張の場合は、その日について半日当を支給する。但し、事務局職員の東京都内及び近接地内への出張は交通費実費を支給する。

3 宿泊費は、宿泊した夜数に応じて別表に定める額を支給する。

(休日の出張と旅費)

第8条 業務の都合により、出発の日が休日となる場合又は、出張業務の遂行が休日になる場合及び、出張期間内に休日がある場合の旅費の取扱いは、それぞれ次のとおりとする。

(1) 宿泊費の支給

休日の宿泊費は、前条第3項による。

(2) 日当の支給

① 休日勤務となる場合 別表に定める日当

② 完全休日 なし

第2章 出張手続

(出張の申請)

第9条 出張するときは、あらかじめ所定の「出張申請及び予定表」にそれぞれ必要事項記入のうえ、事務局長あてに提出し、承認を得なければならない。

(旅費の仮払い)

第10条 出張者が、前条の承認を得たときは、出張に要する費用の全額の仮払いを受けることができる。

(出張報告書)

第11条 出張者が出張先から帰着したときは、所定の「出張報告書」を作成のうえ、5日以内に事務局長あて報告しなければならない。

(旅費の精算)

第12条 出張者が、出張先から帰着したときは、すみやかに所定の「出張旅費精算書」を作成して、事務局長の承認を受けたうえ、5日以内に旅費の精算をしなければならない。

2 実費の支給を受けるときは、その支出を証明するため、前項の精算書に領収証書となる書面を添付しなければならない。ただし、領収証書を徴することができないときは、支払報告書を提出することを要する。

別 表 (金額単位：円)		
日当 (1日につき)	宿 泊 費 (1日につき)	食 卓 料 (1夜につき)
3,000円	10,000円	3,000円

平成22年4月1日制定施行